

令和5年度 第4回大阪府がん対策推進委員会 回答票②
(第8次大阪府医療計画関係)

<事務局説明>

「新興感染症の発生・まん延時における体制」については、国より、都道府県の医療計画に記載することを求められているところです。また、国の第4期がん対策推進基本計画においても、「国及び都道府県は、感染症発生・まん延時や災害時等の状況下においても、必要ながん医療を提供できるよう、診療機能の役割分担や各施設が協力した人材育成や応援体制の構築等、地域の実情に応じた連携体制を整備する取組みを平時から推進する」とされており、第4期大阪府がん対策推進計画案においては、資料1のスライド10において文案をお示ししています。

この資料では、がん対策推進計画と一体的に策定することとされている第8次大阪府医療計画案の「がん」の節のうち、次のページ(別添)にお示しする「新興感染症の発生・まん延時における体制」の部分について、ご意見をお願いします。(第8次大阪府医療計画案(「がん」の節)の他の部分については、第4期大阪府がん対策推進計画案から主な部分を抽出し、記載しています。)

今回いただくご意見をもとに、令和6年1月中旬から実施予定のパブリックコメント案を作成いたします。

ご意見

(ご意見がない場合は「なし」と記載してください。)

第8次大阪府医療計画(案) 抜粋
第7章 5疾病5事業の医療体制 第1節 がん

(4) 新興感染症の発生・まん延時における体制

○新興感染症の発生・まん延時においても、感染症患者と感染症以外の患者、それぞれに対してのがんの早期発見、必要ながん医療の提供に向けた取組が重要であり、地域の実情に応じたがんの医療提供体制を確保することが必要となります。

○新興感染症の発生から感染症法に基づく発生の公表前までの発生早期の段階においては、感染症病床を有する感染症指定医療機関において、発生の公表後は、これら感染症指定医療機関に加え、感染症法に基づく第一種協定指定医療機関（入院）を中心に、感染症患者に対応していくこととなります。

新興感染症の発生・まん延時における体制の全般については、「第7章第8節 感染症(新興感染症発生・まん延時における医療含む)」を参照。

図表 7-1-23 がん治療を行う病院^{*}における第一種協定指定医療機関(入院)
(令和5年10月25日時点)

^{*}8大がんのいずれかのがん手術が可能な病院

医療機関分類	医療機関数 (n)	第一種協定指定医療機関数			
		流行初期期間 (発生公表後3か月程度)		流行初期期間経過後	
		(a)	(a/n)	(b)	(b/n)
国指定がん診療連携拠点病院	18	17	(94.4%)	18	(100%)
大阪府がん診療拠点病院	49	45	(91.8%)	49	(100%)
がん治療を行う病院(国・府指定拠点病院以外)	113	56	(49.6%)	87	(77.0%)
合計	180	118	(65.6%)	154	(85.6%)

○がん治療を行う病院については、府内のがん診療拠点病院の多くが第一種協定指定医療機関となっており、特に、流行初期期間においては、負担が大きくなることが見込まれるため、拠点病院以外の病院との連携がより重要となります。

○第一種協定指定医療機関となっている拠点病院等においては、感染症患者の対応に加え、院内感染したがん患者や、がんの継続治療を要する患者の対応が求められ、第一種協定指定医療機関となっていない非拠点病院においては、がん検診の実施への対応や、必要に応じて、感染症に罹患していないがん患者への対応の強化が求められます。

○新興感染症の発生・まん延時におけるがん医療体制を確保するには、大阪府がん診療連携協議会等において、協定締結状況を踏まえた各医療機関の具体的な役割分担等について、事前に協議しておくことが重要です。